

県南広域振興局長告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年7月30日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 路線名 盛岡横手線
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町沢内字若畑13地割36番1地先から19地割23番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年7月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 平成25年7月30日から同年8月30日まで